

利用料の減免に関する特約

(適用)

第1条

この利用料の減免に関する特約（以下「本特約」という。）は、JCOM マーケティング株式会社すずらんケーブル地区ケーブルテレビ放送サービス契約約款（以下「契約約款」という。）に付帯して適用されるものです。

2 本特約と契約約款とで異なる定めがある場合は、本特約が優先するものとします。

(対象プラン)

第2条

本特約の対象は、テレビ再送信プラン利用料のみとします。

(全額免除)

第3条

利用料の全額免除基準は、次の各号によります。

1 公的扶助受給者

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する扶助、またはらい予防法の廃止に関する法律（平成 8 年法律第 28 号）に規定する援護を受けている方

2 身体障害者

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者手帳を所持する身体障害者を構成員に有する世帯

（ただし、福祉事務所長または町村長が、生活保護法による保護の基準の最低生活費の額に、身体障害者福祉法に基づく身体障害者特別加算額を加算した額の費用によって営まれる生活状態以下と認める世帯に限る。）で、その世帯に属する身体障害者、またはその方を世帯構成員に有する方

3 社会福祉事業施設入所者

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する社会福祉事業を行う施設の入所者で、その施設内に居住する方

4 市町村民税非課税の重度の知的障害者

所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された方（以下「知的障害者」という。）を構成員に有する世帯で、かつ、その世帯を構成するすべての方が市町村民税（特別区民税を含む。）非課税である場合、その世帯に属する知的障害者、またはその方を世帯構成員に有する方

5 災害被災者

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助が行われた区域内において、当該救助に係る災害により、半壊、半焼または床上浸水以上の被害を受けた建物に居住していた方。

この場合において、免除の期間は、当該救助の期間の初日の属する月およびその翌月の 2 か月間とします。

（半額免除）

第 4 条

利用料の半額免除基準は、次の各号によります。

1 視覚・聴覚障害者

身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持する視覚障害者または聴覚障害者で、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）にいう世帯主である方

2 重度の肢体不自由者

身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持する方のうち、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号の障害等級 1 級または 2 級に該当する重度の肢体不自由者で、住民基本台帳法にいう世帯主である方

3 重度の戦傷病者

戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）に規定する戦傷病者手帳を所持する方のうち、障害の程度が恩給法（大正 12 年法律第 48 号）に規定する特別項症から第 1 款症に相当する重度の戦傷病者で、住民基本台帳法にいう世帯主である方

（免除申請）

第 5 条

前 2 条の免除基準に該当する方については、申請により、利用料を免除します。ただし、災害被災者の利用料については、申請がなくても、適当な期間、利用料を免除することがあります。

2 前項本文による免除の申請をしようとする方は、免除を受けようとする理由およびテレビの台数を記載した所定のケーブルテレビ利用料免除申請書に、理由を証明する書類を添えて、JCOM マーケティング株式会社に提出しなければなりません。

3 第 1 項本文により利用料の免除を受けている方は、免除の事由が消滅したときは、遅滞なく、その旨を JCOM マーケティング株式会社に届け出なければなりません。

（本特約の改正）

第 6 条

本特約の改正は、すずらんケーブル地区ケーブルテレビ放送サービス契約約款に定める「契約約款の改正」に準ずるものとします。

附 則

この特約は、平成 22 年 2 月 1 日から実施します。

この特約は、平成 26 年 1 月 1 日付で改定します。

この特約は、2026 年 4 月 1 日付で改定します。